

令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集要領

1 目的

高知県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を制定し、県民の皆様や観光等で本県を訪れる方々すべてが、安全で安心して暮らし、滞在することのできる地域社会を目指した取組を進めています。

こうしたことから、県民の皆様の防犯に関する意識や安全安心まちづくりの気運を高めるための広報活動で活用するポスターを児童・生徒の皆様から広く募集します。

2 募集期間

令和6年4月25日（木）から同年10月31日（木）まで（必着）

3 応募資格

高知県内の小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒

4 各賞

| | | |
|----------|------|---------------------------------|
| 小学生の部 | 最優秀賞 | 1点・・・高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード5千円分 |
| | 優秀 | 1点・・・高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード3千円分 |
| | 佳作 | 数点・・・高知県知事からの表彰状 |
| 中学・高校生の部 | 最優秀賞 | 1点・・・高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード1万円分 |
| | 優秀 | 1点・・・高知県知事からの表彰状、副賞として図書カード5千円分 |
| | 佳作 | 数点・・・高知県知事からの表彰状 |

参加賞 応募者全員に、安全安心まちづくりグッズをさしあげます。

※ 最優秀の作品は、A2サイズのポスターとして作成され、令和7年2月から、県内の各小、中、高等学校及び警察署等に配布し掲示されます。

また、最優秀及び優秀の作品は、啓発用ポケットティッシュの図柄（台紙）として活用されます。

5 募集ポスターの内容

（令和6年度の犯罪のない安全安心まちづくり推進の重点テーマ）

（1）「地域で子どもを見守ろう」

- ・「買い物、ウォーキングなど、地域の方々が日常生活を行う際に、防犯の視点をもって見守り活動を行う様子（ながら見守り活動）」
- ・「地域の方々による登下校時の見守り活動の様子（ボランティアやスクールガード等による見守り活動、地域での防犯パトロール）」
- ・お互いのあいさつ、子どもへの声かけによる安全安心なまちづくり
- ・自分で危険を回避する、安全行動をとる（1人にならない、防犯ブザーを持つなど） など

（2）「特殊詐欺の被害を防ごう」 ※特殊詐欺の説明については別紙参照

- ・「高額のお宝くじが当たった」「このパソコン（スマートフォン）はウイルスに感染した」などのメールは、特殊詐欺の手口
- ・「必ずもうかる」「お金が返ってくる」などのうまい話に用心する など

（3）「高齢者などを事故や事件から守ろう」

- ・「夜間や早朝の外出時は明るい服装と反射材を身につける」「高齢者を特殊詐欺や悪質商法などの被害から守る」 など ※交通安全に特化した内容は対象外となります。例 ヘルメットの着用

（4）「鍵かけ運動を進めよう」

- ・「短い時間でも戸締りを忘れない」
- ・「自転車やオートバイを止めるときには鍵かけを確実にする」 など

※ 薬物(大麻、麻薬など)乱用防止、20歳未満の喫煙や飲酒又はスマートフォンの安全利用(SNSの利用方法、援助交際ほか)などの注意喚起については、犯罪のない安全安心まちづくりの令和6年度重点テーマではありませんのでご注意ください。

6 応募の決まり

- (1) 自作未発表のものに限ります。
- (2) 一人何点でも応募いただけます。ただし、用紙1枚につき1点としてください。
- (3) 用紙は、八つ切サイズ(271mm×382mm)で白紙を使用し、着色してください。
- (4) 標語等の文字を入れる・入れないは自由です。
- (5) 画材は色鉛筆、クレヨン、ポスターカラー等自由です。
- (6) 作品裏面に
①住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢 ④電話番号 ⑤学校名・学年
⑥作品説明(趣旨・意図など100字以内)を記入してください。
無記入の場合は無効となります。
- (7) 応募作品は折り曲げないように郵送又は持参してください。また、学校の担当教諭名を封筒等に記載してください。

7 結果発表

- (1) 入賞については、直接本人に通知します。(学校を経由して応募のあった方は、学校経由で通知します。)
- (2) 入賞者の学校・学年・氏名については、高知県のホームページ等で発表させていただきます。

8 その他

- (1) 県が応募作品を受け取った後、県担当者から学校の担当教諭に作品受領の電話連絡をします。県への作品到着予定日から1週間を経過しても、この受領確認の電話がない場合は、恐れ入りますが、下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。
- (2) 作品の著作権、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、標語・色等を補作することがあります。
- (3) 応募作品は返却いたしません。ご了承ください。
- (4) 入賞作品が、他の著作権等の侵害であることが明確となった場合は、受賞決定後でも受賞を取り消す場合があります。
- (5) 個人情報、審査・発表にかかわること以外には使用しません。
- (6) 応募作品は、受賞の有無に関わらず今後の広報活動に活用させていただく場合があります。

9 応募先及び問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(県庁本庁舎5階)

高知県文化生活部 県民生活課 安全安心まちづくり担当

TEL 088-823-9319 FAX 088-823-9879

E-MAIL 141601@ken.pref.kochi.lg.jp



※ 令和5年度 入賞作品(最優秀・優秀)

【小学生の部】

【中学・高校生の部】



最優秀



優秀



最優秀



優秀

別紙

特殊詐欺とは、電話などを使って相手と会うことなく信用させ、指定した口座への振り込みやその他の方法によって、不特定多数の人からお金などをだまし取る犯罪(お金を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカードなどを盗むものを含む。)の総称です。

(例)

- 息子や孫などになりすます「**オレオレ詐欺**」
- 「キャッシュカードの交換手続きが必要」などと言ってキャッシュカードや預貯金通帳などをだまし取る「**預貯金詐欺**」
- 有料サイトの利用料金などと嘘の請求でだます「**架空料金請求詐欺**」
- 医療費がかえってくるなどとだます「**還付金詐欺**」
- 融資をするには保証金が必要などとだます「**融資保証金詐欺**」
- 必ず儲かるなどという嘘の情報でだます「**金融商品詐欺**」
- 「宝くじの当選番号を教える」などと言ってだます「**ギャンブル詐欺**」
- 女性を紹介するには会員登録料や保証金が必要などとだます「**交際あっせん詐欺**」
- 警察官や銀行員を装って近づき、隙を見て、キャッシュカードなどを盗む「**キャッシュカード詐欺盗**」

など